

土地利用規制法案

戦前の軍事法規 「要塞地帯法」の再来か

米軍・自衛隊基地や原発周辺、国境離島などの住民を監視し、土地の売買や利用を規制する「土地利用規制法案」が参院で審議入りし、16日の会期末をにらんだ攻防が始まりました。同法案をめぐるのは、戦前の「要塞（ようさい）地帯法の再来」との指摘が相次いでいます。

国民を監視の網

同法は1899年、帝国陸海軍の基地周囲に「要塞」を設定し、その周囲で建築や撮影などを禁止・制限するために制定されたもの。函館、東京湾、舞鶴、呉、下関、長崎、対馬などが「要塞」に設定されていました。

当初は「要塞」の基線から周囲約450メートルを第1区、約1360メートルを第2区、約4090メートルを第3区に指定していましたが、1940年の同法改定で第1区約1キロ、第2区約5キロ、第3区約15キロと大幅に拡大しました。

禁止・制限事項は、(1)家屋や倉庫、農地などの構築(2)区域内の撮影・写生、地形・軍備などの視察一に大別されます。(1)は区画ごとに禁止内容が異なりますが、(2)は全区画で適用されます。いずれも、違反すれば罰金または懲役刑が科せられます。

37年には、軍港や港湾、艦船、飛行場、軍需工場など幅広く撮影や写生などを禁じた「軍機保護法」が制定。要塞地帯法とセットで国民監視の網の目が張りめぐらされ、「物を言えない社会」の元凶となりました。

地帯法の拡大版

一方、土地利用規制法案も、要塞地帯法の第1区と同じ周囲約1キロで「注視区域」「特別注視区域」を設定。(1)土地・建物の所有者・賃借人の氏名、住所、国籍、土地の利用状況を調査(2)所有者や「関係者」から報告聴取を義務付け(=密告の奨励)(3)「機能阻害行為」の恐れで土地利用の中止を勧告・命令(4)「特別注視区域」での一定規模の土地売買で国に事前届け出を義務付け一などが盛り込まれます。罰金・懲役刑を含め、基地周辺に区域を設け、住民を監視し、土地利用を規制する要塞地帯法との類似性が見られます。

しかも、戦前にはなかった「生活関連施設」や離島まで区域指定されることとなっており、要塞地帯法の拡大版ともいえます。こうした法律は日本国憲法の下で許されません。

憲法違反の住民監視

日本平和委員会代表理事・内藤功弁護士の話 要塞地帯法と土地利用規制法案には多くの共通点があります。しかし、旧陸海軍基地は帝国憲法の根拠がありました。在日米軍・自衛隊基地は日本国憲法9条の下で、存在する根拠がありません。

しかも、土地利用規制法案に基づく1キロ圏内は、戦前の要塞地帯法に基づく1キロ圏内よりもはるかに人口が密集した生活の場です。

周辺住民の氏名・国籍・交友関係・所属団体などまで個人情報を調査し、土地利用者や、その他「関係者」に回答を求め、「基地機能を阻害する行為」があれば中止・規制や勧告を命令し、従わなければ処罰するなど、憲法で保障された平和的生存権、個人の尊厳や居住移転の自由、財産権などを侵害するものです。

憲法違反の基地の機能を守ると称して、憲法違反の住民監視を行うことなどもってのほかです。世論と運動で廃案に持ち込む以外にありません。

(しんぶん赤旗 2021. 6. 36 引用作成)